
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **2020 アジェンダ・コンサルテーション**

本資料の目的

1. IASB は、2022 年から 2026 年のアジェンダを決定するために、アジェンダ・コンサルテーションを開始している。アジェンダ・コンサルテーションの主な目的は、次の内容について正式な一般からのインプットを求めることであるとされている。
 - (1) 作業計画の戦略的方向性とバランス
 - (2) 作業計画に追加する可能性のあるプロジェクトの評価規準
 - (3) 優先すべき財務報告上の論点なお、以下のとおりスケジュールが公表されている。
 - (1) 2019年9月－2020年8月：情報要請の準備
 - (2) 2020年9月：情報要請の公表
 - (3) 2021年1月：コメント期限
 - (4) 2021年第4四半期：フィードバック・ステートメントの公表
 - (5) 2022年－2026年：作業計画
2. ASAF のメンバーは、2019 年 12 月の ASAF 会議で議論するために、2019 年 11 月 8 日までに予備的なアジェンダ案の提出を求められた。
3. 今回の ASAF 会議では、ASAF のメンバーから寄せられたアジェンダ案についての意見が求められている。IASB 事務局の提案はなされていない。本日の企業会計基準委員会では、ASAF のメンバーから提案された主なトピックと ASBJ 事務局の所感についてご紹介したうえで、これらに対するご意見をお伺いしたい。

ASBJ が提出したアジェンダ案

4. ASBJ では、企業会計基準委員会、ASAF 対応専門委員会及び IFRS 適用課題対応専門委員会の審議を経て、以下を IASB 事務局に提出している。

(前提)

 - 本件について日本の関係者と十分な議論を経ておらず、これまでの議論に基

づいて提出する。今後、関係者との議論に伴い追加することもある。

- のれんの会計処理については、日本の関係者の関心が非常に高いが、現在進行中のプロジェクトであるため、提案には含めていない。

(提案)

- IFRS 第 9 号の資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理
 - IFRS 第 9 号の適用後レビューを行い、当該項目を範囲に含めるべきである。
 - IFRS 第 9 号の適用後レビューを行う際には、非上場株式の公正価値評価も範囲に含めるべきである。
- IAS 第 19 号における数理計算上の差異等に関するノンリサイクリング処理
 - IAS 第 19 号の適用後レビューを行い、当該項目を範囲に含めるべきである。
- 持分法
 - 持分法の性質（一行連結か測定か等）を明らかにして、持分法の意義を明確にすべきである。現状では、実務の多様性があり比較可能性を損なわせている。
- 開示原則
 - IFRS の開示は企業からは過重であるとの意見が聞かれ、利用者からは情報を消化するのが困難であると聞かれる。開示原則のプロジェクトは現在進行中であるが、これらの意見に十分対応されていないように思われる。

ASAF メンバーから提案されたトピックと ASBJ 事務局の所感

5. ASAF 会議の資料では、ASAF メンバーから提案されたトピックについて、以下のとおり分類している。
 - A. 作業計画に追加する可能性がある新しいトピック
 - B. 既に存在している又は予定されているプロジェクトに関連した提案
 - C. 完了が近いプロジェクトに関連した提案
 - D. 予定されている適用後レビューにおいて検討すべき事項

E. IASB の活動のバランスについて寄せられたコメント

6. 以下、ASAF メンバーから提案された個々の項目の内容の説明と ASBJ 事務局の気づき事項を記載する。なお、第 4 項に記載したとおり、本件について日本の関係者と十分な議論を経ていないため、今回の ASAF 会議では、他の ASAF メンバーから提案された項目への賛否は発言せずに、所感のみを発言することとする。

A : 作業計画に追加する潜在的な新しいトピック

1. 無形資産

7. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1) (2)・・・は、メンバー別の提案である。)
- (1) 企業の価値創造活動における無形資産の重要性は増しており、①特定の自己創設無形資産の認識を容認するか、②自己創設無形資産及び企業の他の価値創造活動に関する開示を要求すべきである。
 - (2) 無形物 (Intangibles) が資産の定義を満たすか否か。①自己創設無形資産の認識が不十分であるとの意見がある一方、②企業結合において別個に認識される無形資産が多すぎる (信頼性に欠ける懸念) との意見もある。
 - (3) 顧客関係、人材、社内ブランド、顧客リストなどの物理的な形態のない資産を認識すべきか否か。
 - (4) 企業が認識していない無形資産のより一貫した比較可能な開示。
 - (5) 財務諸表以外のどの情報源から財務諸表利用者が無形資産に関する情報を入手しているかの調査。
8. 以下、ASBJ 事務局の所感である。
- 無形資産は、上記のとおり多くの会計基準設定主体が関心を示しており、重要な事項と考えられ、ASBJ もリサーチを行っている。
 - 一方、我々は、自己創設無形資産の貸借対照表の計上及び金額の開示 (注記) は、理論面からも実務面からも容易ではなく、慎重に検討すべきものと考えている。
 - 基本的には、非財務の情報として、開示が促進されていくべきものではないかと考えられる。

2. 暗号資産

9. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1)(2)・・・は、メンバー別の提案である。)
- (1) 短期的：IAS 第 38 号の無形資産の定義を修正し、業務で使用する無形資産のみを適用範囲に含める。また、投資目的で保有する無形資産の会計処理は、企業が会計方針を定めることができるようにする。
 - (2) 暗号資産に関する認識、測定、表示に関する会計基準又はガイダンスを作成する。
 - (3) 発行者と保有者の会計処理の包括的なプロジェクト
10. 以下、ASBJ 事務局の所感である。
- ASBJ は、暗号資産の保有に関する会計基準を公表し、現在、ICO、STO の会計基準の開発に取り組み始めた。仮に IASB が会計基準の開発を行う場合、貢献しうる。
 - 仮に暗号資産に関する基準開発を行う場合、2022 年からでは遅いのではないか。

3. 売上原価/費用

11. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1)(2)・・・は、メンバー別の提案である。)
- (1) 棚卸資産と売上原価の会計基準を改善する。検討すべきものは、棚卸資産の認識基準、棚卸資産残高及び売上原価の算定方式、減損モデル等である。
 - (2) コストの概念
 - (3) 収益認識基準を開発したので、原価の基準を開発することはタイムリーである。
12. 以下、ASBJ 事務局の所感である。
- 我が国では、原価計算基準によりコストの会計処理が適切に運用されてきた歴史があり、IFRS が導入された後も、他国に比べて安定的な実務が行われていると想定される。

4. 退職給付

13. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1) (2) . . . は、メンバー別の提案である。)

- (1) IAS 第 19 号における数理計算上の差異等に関するノンリサイクリング処理 (ASBJ からの提案)
- (2) DB でも DC でもない新しいタイプの年金制度 (ハイブリッド型年金制度) の会計は、従来の DC 及び DB のために設計された従来の年金会計モデルに適合しない。
- (3) DB と DC の特徴を併せ持っているハイブリッド型の制度は、DC 会計の要件を満たさず、DB 会計では忠実な表現にならない。

14. 以下、ASBJ 事務局の所感である。

- OCI ノンリサイクリングの提案は ASBJ からのものである。
- DB と DC の特徴を併せ持っているハイブリッド型の制度の会計処理については、我が国においても一定の問題意識がある。
- IAS 第 19 号は、1980 年代に開発された米国会計基準をモデルとしていると思われるが、現状にあっていない可能性があるため、長期的には見直すべき基準と思われる。

5. 借入コストの資産計上

(省略)

6. 政府補助金

(省略)

7. 個別財務諸表

(省略)

8. その他のトピック

- 無償で取得した資産の会計処理
- 農業
- 1株当たり利益
- ファクタリング
- 外貨換算
- 継続企業の前提
- 減損
- 重要性
- OCI
 - IFRS 基準書において OCI 項目の利用が増加しているが、「概念フレームワーク」において明確に定義づけられていない。(ASBJ 以外からの提案)
- 事業セグメント
- キャッシュ・フロー計算書
- サステイナビリティ報告
- 税金

15. 以下、ASBJ 事務局の所感である。

- OCI に関する問題意識は ASBJ も同様である。

(省略)

B: 既に存在している又は予定されているプロジェクトに関連した提案

1. 共通支配下の企業結合

(省略)

2. 持分法

16. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1)(2)・・・は、メンバー別の提案である。)

(1) 持分法の会計処理の目的が不明瞭であり、測定基礎か一行連結かに関する整合性が欠如している。

(2) 持分法の性質（一行連結か測定か等）を明らかにして、持分法の意義を明確にすべきである。現状では、実務の多様性があり比較可能性を損なわせている。(ASBJ の提案)

(3) IAS 第 28 号はガイダンスが不足している。

(4) 持分法会計の合理性と必要性の検討

17. 以下、ASBJ 事務局の所感である。

- ASBJ の提案と同様な問題意識が見られる。

3. のれん及び減損

18. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1)(2)・・・は、メンバー別の提案である。)

(1) のれんの残高が増加し、資産に対する割合が増加するにつれて、のれんの事後測定が資本市場に与える影響が増加しており、資本市場からますます注目を集めている。

19. 以下、ASBJ 事務局の所感である。

- ASBJ と同様の問題意識である。

4. 経営者による説明 (Management commentary)

(省略)

5. 開示原則

20. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1)(2)・・・は、メンバー別の提案である。)

- (1) IFRS の開示は企業からは過重であるとの意見が聞かれ、利用者からは情報を消化するのが困難であると聞かれる。開示原則のプロジェクトは現在進行中であるが、これらの意見に十分対応されていないように思われる。(ASBJ からの提案である。)

C: 完了が近いプロジェクトに関連した提案

1. 会計上の見積り

(省略)

D: 予定されている適用後レビューに関する検討

1. IFRS 第 9 号

21. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1) (2)・・・は、メンバー別の提案である。)

(1) IFRS 第 9 号の資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理 (ASBJ からの提案である。)

- IFRS 第 9 号の適用後レビューを行い、当該項目を範囲に含めるべきである。
- IFRS 第 9 号の適用後レビューを行う際には、非上場株式の公正価値評価も範囲に含めるべきである。

2. IFRS 第 16 号

22. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1) (2)・・・は、メンバー別の提案である。)

(1) 実務のばらつきがみられる (追加借入利率、変動リース料支払いの範囲、解約権とそれに伴うリース期間)

23. 以下、ASBJ 事務局の所感である。

- IFRS 解釈指針委員会における検討事項と思われる。

E: IASB の活動のバランスについて受領したコメント

24. ASAF のメンバーからの提案は以下のとおりである。((1) (2)・・・は、メンバー

別の提案である。)

- IASB の最優先事項は、現在進行中のプロジェクトを終了させることである。
- のれんと減損、基本財務諸表の優先順位は高い。
- のれんと BCUCC は重要である。
- テクノロジーとデジタル報告の影響を、基準設定、リサーチ活動に反映すべきである。
- IASB は、複数の産業及び複数の法域にまたがり影響を有しており、また、財務報告の意思決定有用性を向上させる傾向を有していることから、引き続き、財務報告の目的適合性を高めることに焦点を当てるべき。
- 我々の市場では必ずしも重要な問題ではないが、特定の法域においては、農業の会計処理、OCI とリサイクリングの再検討、新たな年金スキームの開発に対応した会計処理などについて、強い要望があることを認識している。
- EFRAG ボードのメンバーは、適用後レビューのそれぞれに優先順位を付与しなかったが、その対象となる基準の数が多いことと、同時に複数適用後レビューを実施することの難しさを指摘した。IASB は、十分な情報に基づいた意思決定を行うために、以下を含む数々の要因を考慮すべきである。
 - それぞれのレビューに必要と予想される時間とリソースの定量化
 - 適用後レビューにより、IASB のアジェンダにプロジェクトを追加する可能性があり、さらにリソースを要する可能性があること
 - IASB 又は IFRS 解釈指針委員会に報告された導入上の論点の識別
- EFRAG ボードのメンバーは、EFRAG TEG 及び EFRAG User Panel により提案された数多くの追加プロジェクトの候補について議論したが、この段階では、ショートリストを作成していない。その代わりに、IASB に対し、新規プロジェクトに対するアプローチを提案する。IASB は検討する新プロジェクトの候補について、以下を確認すべきである。
 - プロジェクトを実施するために必要なリソースと能力を有していること
 - 5/7 年の時間軸で未だ一般的な問題となっていると予想されること
 - IFRS 解釈指針委員会を通じて対処した方がよい案件ではないこと

以上